

大阪市立堀川小学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成28年4月改定

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「強い心・正しい心・美しい心」をもった子どもを育てるために「堀川小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① 「いじめは、いじめる側が悪い」「いじめは人として、絶対に許されない卑劣な行為である」という一貫した指導を徹底する。
- ② いじめを許さない学校づくりを進めるために、児童の意識改革を図り、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な取組を充実させ、教職員研修を計画的に実施する。
- ③ いじめの未然防止・早期発見のため、児童自らが互いを認め合える「絆づくり」と「居場所づくり」をつくりだす取組を充実させ、すべての児童が安心して安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる学校づくりを進める。
- ④ いじめの未然防止・早期発見のために、アンケート等の定期的な調査を行い、教育相談の充実を図る。
- ⑤ 保護者や地域との連携を積極的に進め、「保・幼・小」「小・小」「小・中」連携を図っていく。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こり得る、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 学校生活を送る児童が最も長い時間を過ごすのが授業の時間であり、この時間を児童が主体的・積極的に過ごすことで、安心して安全な学校生活に繋がり、学力向上はもとより、いじめをはじめとした生活指導上の諸問題の未然防止に繋がっていく。そのため、「楽しくわかる授業づくり」を進め、「児童が主体的に参加し活躍できる授業」を追及していく。
- ② 「楽しくわかる授業」の創造をめざし、現在も進めている「授業研究」の深化と充実をさらに図るとともに、専門性の高い「外部講師」の活用や「メンター教員」を中心とした校内研修会を実施する中で、教員の指導力の向上を図る。
- ③ 「学習参観」や「土曜授業」などを積極的に活用し、授業や児童の実態を保護者や地域住民に広く周知する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

本校策定の「基本方針」に基づき、児童の自己有用感の高揚を図るために、以下を進める。

- ① 友人関係や集団づくり、社会性の育成などを進めるために、従前から進めている社会見学や体験活動、学級活動や交流体験などの「体験的な学習」のさらなる充実と深化を図り、児童自らが気づき、経験し、よりよい自分へと変容できる機会を積極的に取り入れていく。
- ② 様々な「学校行事」や「学年行事」において、児童自らが計画し、実行する機会を積極的に設け、他の児童や大人との関わり合いを通じて、児童に自らが人と関わることの喜びや重要性を認識させ、人との「絆づくり」を進めることで「自己有用感」や「ソーシャルスキル」の育成を図っていく。
- ③ 児童会活動や各委員会活動、たてわり班活動の取組などを通じて、児童相互や異学年交流を積極的に進め、「存在感」や「所属感」「自己有用感」の高揚を図り、望ましい集団育成に努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

本校策定の「基本方針」に基づき、いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成を図るために以下を進める。

- ① 年間計画のもと、道徳教育や人権教育の取組を通じて、相手のよさや尊厳を認めることのできる児童を育成し、児童自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちのできることは何かを考えて行動できるように取組を深める。
- ② それぞれの授業や「体験的な学習」の中で、生命の大切さや仲間の大切さを一層認識させる取組を深める。

- ③ 「いじめは絶対に許さない」という指導を一貫して行い、いじめを受けたり、いじめに気付いたりした時は、どうすることが望ましいのかを学習する。
- ④ いじめている児童はもとより、周りで見えていたり、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする児童についても毅然としてした姿勢で指導を行い、学校全体でいじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成を図る。
- ⑤ インターネットやSNSなどにおけるトラブルやいじめを防止するために、自分や他者の権利を尊重したり、危険を回避したりすることができるように、情報を正しく利用できるよう学年に応じた指導を行う。
- ⑥ 社会全体に、携帯電話やスマートフォン、パソコンの利用が進む中で、「情報モラル・リテラシー」の指導を進めるとともに、保護者に対しても啓発を進める。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 「いじめ防止対策推進法第23条」をふまえ、児童の細かな変化を見逃さず、気付いた情報を確実に共有するために、教職員間の情報交換に努めるとともに、「家庭連絡帳」や「電話連絡」、さらには「家庭訪問」などを行い保護者との連携を密にし、相談体制の強化を図る。
- ② 地域からの情報を積極的に収集するために、民生委員会や社会福祉協議会からの情報収集に努める。
- ③ 児童情報については、毎月開催している定例の「児童理解研修会」（いじめ対策委員会・虐待防止委員会を兼ねる）で各学年から情報交換を行うとともに、緊急の場合は職員朝会などを活用する。
- ④ 情報については、5W1H（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）を収集の基本とし、「いじめアンケート」や「教育相談」を積極的に活用する。
- ⑤ 教育委員会をはじめ、所轄警察署生活安全課少年係、こども相談センター、区役所子育て相談室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図り保護者に対し、「いじめ相談窓口」の周知を行う。

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 「いじめ防止対策推進法第23条」により、いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく情報が全教職員に共有できるよう管理職（校長・教頭）へ速やかに報告する。管理職は緊急の「職員会議」や「いじめ対策委員会」を開催し、特定の教職員で対応することなく、学校総体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。
- ② 被害児童の保護や加害児童の指導については、「いじめ対策委員会」で具体的方針や対応を検討し、学校総体で解決にあたる。特に、暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかにやめさせること」を最優先に対応する。
- ③ いじめる側や観衆、傍観していた児童に対しても、人権や尊厳が大きく損なわれる重大な問題として認識させる取組を進める。
- ④ 解決を図る上で、教育委員会をはじめ、所轄警察署生活安全課少年係、こども相談センター、区役所子育て相談室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を図る。
- ⑤ ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

【組織名】

◇ 「いじめ対策委員会」及び「いじめ対策推進部会」

※現在、既設の児童理解研修会のメンバーをいじめ問題に取り組むための全体組織であるいじめ対策委員会とし、上部にさらに特化した「いじめ対策推進部会」を置いて機能させる。

【構成】

全教職員

【「いじめ対策委員会」及び「いじめ対策推進部会」の役割】

「いじめ対策委員会」は、児童理解研修会と連動して月に1回の定例会をもち、学級や学校内にいじめにつながる兆候や事案がないか点検する。兆候がある場合は、その対応策を講じる。

「いじめ対策推進部会」は、いじめに関する情報や児童の生活指導上に関わる情報の収集や記録、共有を行い「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成し検証を行う。さらに、いじめに関する情報が発生した場合は、緊急に会議を開催し、迅速に情報の共有、関係児童への事実確認、保護指導及び支援などの方針の決定を行うとともに、解決に向けての取組を進める。また、関係諸機関や保護者との連携を図る。

【開催時期など】

「いじめ対策委員会」は、月1回の定例開催とする。事案発生時には緊急に開催する。

【年間計画】

時期	取 組 内 容	備 考
1 学 期	◇各月に「いじめ対策委員会（児童理解研修会）」を定例開催する。 ◇アンケート内容の聞き取りと問題解決を行う。 ◇各担任による教育相談を適宜実施する。	◇運営に関する計画の立案 ◇学校協議会開催 ◇いじめアンケートの実施 ◇いじめに関する教職員研修会の実施
2 学 期	◇各月に「いじめ対策委員会（児童理解研修会）」を定例開催する。 ◇アンケート内容の聞き取りと問題解決を行う。 ◇各担任による教育相談を適宜実施する。	◇運営に関する計画の中間評価の実施 ◇学校協議会開催 ◇いじめアンケートの実施
3 学 期	◇各月に「いじめ対策委員会（児童理解研修会）」を定例開催する。 ◇アンケート内容の聞き取りと問題解決を行う。 ◇各担任による教育相談を適宜実施する。	◇運営に関する計画の最終評価の実施 ◇学校協議会開催 ◇いじめアンケートの実施

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①「学校ホームページ」や「学校だより」を活用し、「いじめ問題」に対する学校の様々な取組について情報発信を行う。
- ②「学校協議会」において「いじめ問題」に対する学校の様々な取組についての情報発信を行い、地域諸団体や関連機関との連携の強化を進める。
- ④「PTA役員会・実行委員会」において「いじめ問題」に対する学校の様々な取組について情報発信を行う。

- ⑤ 学期末の「学年・学級懇談会」を活用し、「いじめ問題」に対する学校の様々な取組について情報発信を行う。

(3) 取組内容の検証

- ① 定例の「いじめ対策委員会」において検証と点検を行い、取組のさらなる充実深化を図る。
- ② 「運営に関する計画」の立案、進捗状況の学校評価、最終の学校評価のそれぞれにおいて、PDCAサイクルをもとに、取組内容の精緻な検証と点検を行い、新たな取組に反映させる。

7. 重大事案への対処

「いじめ防止対策推進法第28条」により、次の対処を行う。

- ① 「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大な事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、調査及び対応を行う。
- ② 教育委員会の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置し事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果をふまえた必要な措置を行う。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出などの調査に協力する。
- ③ 被害の児童・保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係など、その他必要な情報を適切に提供する。

※いじめ発見の際の流れ

